特別	別償却準備金の損金算	入に関する	明細	書		事業又は事業	連結				法人	名 (				
	特別償却に関する規類	どの該当条項	<b>1</b>	第第	条 号	<del>第</del>	項 第 第	条 号	第	項	第第	条 第 号	項		計	
資	種		i 2	সম	-//		217				717	<i>'</i> J				_
産	構造・区分・設															_
,																_
区	細															
分	事業の用に供し	た年月日	5	平	•	•	年	•	•	年	平	•	· 年			
	耐 用	年 数	6							·						
当	期積	立 額	7				円			円			円			F
当期		却 限 度 額														
積立限	前期から繰り越した積合併等特別償却準備分	立不足額又は <u> 注稿 立不 足額</u>	9													
吸度額	積 立 限 (8)+(9)	度額														
		超過額	i													
差		の場合	•	D.	76.	~ [	ספר	)参	昭							
引	積		ì		<i>,</i> 0 .	~ F	00	沙沙	八八							
	額   ((7) - (9) ≦0の場	場合は(8)) 積 立 不 足 額														
積	(10) (7) 当期において切り捨てる種	責立不足額又は	1.5													
立	合併等特別償却準備分差 引 翌 期 へ の	え積 立 不 足 額	i 10													
不	(14) — (15)	•	16													
足	翌越平・	•	17													
額	への の内 (12)又は(	分 [13]	18													
	繰訳 計 (17) + (1		19													
	期 積 立 額 の う ち 損 ((7)と(10)のうち少なV	〜金額)	20													
合	併 等 特 別 償 却 準 備 金 (8)-(7)	積立不足額	21													
	積 立 事 業	年 度	22	平平	•	•	平平	•	•		平 平					_
翌	各積立事業年度の積立額の	うち損金算入額	<b>i</b> 23							円			円			F
期繰	期首特別償却準備	ま金の金額	į 24											( (24) T	)計+(30)の	計)
越	当 均 等 益 金 算 入 l 期 23 × 84,60又は(耐		25											( (25) O	計+(31)の	計)
額の	<b>益</b>													( (26) T	)計+(32)の	計)
計	算 入 合	<u></u> 計	2							•	$\mathbf{l}$					
算	類 25 + 20 期末特別償却準備 (24) - (27)			Р	980	)~	P8	4参	洪	į				( (28) T	)計+(33)の	計)
	平成	₹13年改正法附	刺第	20条0	の規定	,										
積		业并八版	期首型			金額 均	等取崩	しによ 9)× <del>84</del>		全 (31)	算以外			翌 期 (30) -	<b>-</b> (31) <b>-</b> (32)	
		29 円		30		円		31	円			32	円		33	_
	• •												-			F
	• •															
	• •															
	· · ·															
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·															
	•															
						- 1				1						

## ○ 別表十六(九)「9」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3	00016	「9」の欄の金額 (「15」
進設備等を取得した場合の	項」又は「第 12 項」		の欄に記載がある場合
特別償却	(第 42 条の 5 第 1 項第 1 号)		には、「15」の欄の金額
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00020	を控除した金額)
	項」又は「第12項」		
	(第 42 条の 5 第 1 項第 2 号)		
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00024	
	項」又は「第 12 項」		
	(第 42 条の 5 第 1 項第 3 号)		
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00028	
	項」又は「第 12 項」		
	(第 42 条の 5 第 1 項第 4 号)		
中小企業者等が機械等を取	「第 52 条の3第2項」、「第3	00033	
得した場合の特別償却	項」又は「第 12 項」		
	(第 42 条の 6 第 1 項第 1 号)		
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00036	
	項」又は「第 12 項」		
	(第 42 条の 6 第 1 項第 2 号)		
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00039	
	項」又は「第 12 項」		
	(第 42 条の 6 第 1 項第 3 号)		
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00042	
	項」又は「第 12 項」		
	(第 42 条の 6 第 1 項第 4 号)		
事業基盤強化設備等を取得	「第 52 条の3第2項」、「第3	00047	
した場合等の特別償却	項」又は「第 12 項」		
	(第 42 条の 7 第 1 項第 1 号)		
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00050	
	項」又は「第12項」		
	(第 42 条の 7 第 1 項第 2 号)		
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00053	
	項」又は「第12項」		
	(第 42 条の 7 第 1 項第 3 号)		

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得	「第 52 条の3第2項」、「第3	00056	「9」の欄の金額(「15」
した場合等の特別償却	項」又は「第12項」		の欄に記載がある場合
	(第42条の7第1項第4号)		には、「15」の欄の金額
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00059	を控除した金額)
	項」又は「第12項」		
	(第 42 条の 7 第 1 項第 5 号)		
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00062	
	項」又は「第 12 項」		
	(第 42 条の 7 第 1 項第 6 号)		
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00065	
	項」又は「第 12 項」		
	(第 42 条の 7 第 1 項第 7 号)		
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00068	
	項」又は「第 12 項」		
	(第 42 条の 7 第 1 項第 8 号)		
沖縄の特定中小企業者が経	「第 52 条の3第2項」、「第3	00084	
営革新設備等を取得した場	項」又は「第 12 項」		
合の特別償却			
公害防止用設備の特別償却	「第 52 条の3第2項」、「第3	00089	
	項」又は「第12項」		
船舶の特別償却	「第 52 条の3第2項」、「第3	00092	
	項」又は「第 12 項」		
関西文化学術研究都市の文	「第 52 条の3第2項」、「第3	00095	
化学術研究地区における文	項」又は「第 12 項」		
化学術研究施設の特別償却			
地震防災対策用資産の特別	「第 52 条の3第2項」、「第3	00098	
償却	項」又は「第 12 項」		
集積区域における集積産業	「第 52 条の3第2項」、「第3	00101	
用資産の特別償却	項」又は「第 12 項」		
事業革新設備等の特別償却	「第 52 条の3第2項」、「第3	00104	
	項」又は「第 12 項」		
	(44条の3第1項)		

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業革新設備等の特別償却	「第 52 条の 3 第 2 項」、「第 3	00107	「9」の欄の金額(「15」
	項」又は「第 12 項」		の欄に記載がある場合
	(44条の3第2項)		には、「15」の欄の金額
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00110	を控除した金額)
	項」又は「第12項」		
	(44条の3第3項)		
共同利用施設の特別償却	「第 52 条の3第2項」、「第3	00113	
	項」又は「第 12 項」		
新用途米穀加工品等製造設	「第 52 条の3第2項」、「第3	00116	
備の特別償却	項」又は「第 12 項」		
特定地域における工業用機	「第 52 条の3第2項」、「第3	00119	
械等の特別償却	項」又は「第 12 項」		
	(第 45 条第1項の表の第1号		
	イ)		
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00122	
	項」又は「第 12 項」		
	(第 45 条第1項の表の第1号		
	口)		
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00125	
	項」又は「第 12 項」		
	(第 45 条第1項の表の第1号		
	ハ)		
	「第 52 条の3第2項」、「第3	00128	
	項」又は「第 12 項」		
	(第 45 条第1項の表の第1号		
	=)		
沖縄の産業高度化地域にお	「第 52 条の3第2項」、「第3	00131	
いて工業用機械等を取得し	項」又は「第 12 項」		
た場合の特別償却			
沖縄の自由貿易地域及び特	「第 52 条の3第2項」、「第3	00134	
別自由貿易地域において工	項」又は「第 12 項」		
業用機械等を取得した場合			
の特別償却			
沖縄の離島地域における旅	「第 52 条の3第2項」、「第3	00137	
館業用建物等の特別償却	項」又は「第12項」		

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第2項」、「第3項」	00140	「9」の欄の金額(「15」
	又は「第12項」		の欄に記載がある場合
	(45条の2第1項第1号)		には、「15」の欄の金額
	「第52条の3第2項」、「第3項」	00143	を控除した金額)
	又は「第12項」		
	(45条の2第1項第2号)		
	「第52条の3第2項」、「第3項」	00146	
	又は「第12項」		
	(45条の2第1項第3号)		
	「第52条の3第2項」、「第3項」	00149	
	又は「第12項」		
	(45条の2第2項)		
	「第52条の3第2項」、「第3項」	00152	
	又は「第 12 項」		
	(第45条の2第3項)		
経営基盤強化計画を実施す	「第52条の3第2項」、「第3項」	00155	
る指定中小企業者の機械等	又は「第 12 項」		
の割増償却			
障害者を雇用する場合の機	「第52条の3第2項」、「第3項」	00158	
械等の割増償却	又は「第 12 項」		
	(第 46 条の 2 第 1 項)		
	「第52条の3第2項」、「第3項」	00161	
	又は「第12項」(第46条の2第		
	2項の表の第1号)		
	「第52条の3第2項」、「第3項」	00164	
	又は「第12項」(第46条の2第		
	2項の表の第2号)		
	「第52条の3第2項」、「第3項」	00167	
	又は「第12項」(第46条の2第		
	2項の表の第3号)		
	「第52条の3第2項」、「第3項」	00170	
	又は「第12項」(第46条の2第		
	2項の表の第4号)		

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
支援事業所取引金額が増	「第52条の3第2項」、「第3項」	00173	「9」の欄の金額(「15」
加した場合の三年以内取	又は「第12項」		の欄に記載がある場合
得資産の割増償却			には、「15」の欄の金額
事業所内託児施設等の割	「第52条の3第2項」、「第3項」	00176	を控除した金額)
増償却	又は「第12項」		
高齢者向け優良賃貸住宅	「第52条の3第2項」、「第3項」	00179	
の割増償却	又は「第12項」		
特定再開発建築物等の割	「第52条の3第2項」、「第3項」	00182	
増償却	又は「第12項」		
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第2項」、「第3項」	00185	
	又は「第12項」		

## ○ 別表十六(九)「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革	「第52条の3第1項」又は「第	00015	「20」の欄の金額
推進設備等を取得した場	11 項」		
合の特別償却	(第 42 条の 5 第 1 項第 1 号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00019	
	11 項」		
	(第 42 条の 5 第 1 項第 2 号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00023	
	11 項」		
	(第 42 条の 5 第 1 項第 3 号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00027	
	11 項」		
	(第 42 条の 5 第 1 項第 4 号)		
中小企業者等が機械等を	「第52条の3第1項」又は「第	00032	
取得した場合の特別償却	11 項」		
	(第 42 条の 6 第 1 項第 1 号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00035	
	11 項」		
	(第 42 条の 6 第 1 項第 2 号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00038	
	11 項」		
	(第 42 条の 6 第 1 項第 3 号)		

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
中小企業者等が機械等を	「第52条の3第1項」又は「第	00041	「20」の欄の金額
取得した場合の特別償却	11 項」		
	(第42条の6第1項第4号)		
事業基盤強化設備等を取	「第52条の3第1項」又は「第	00046	
得した場合等の特別償却	11 項」		
	(42条の7第1項第1号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00049	
	11 項」		
	(42条の7第1項第2号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00052	
	11項」		
	(42条の7第1項第3号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00055	
	11 項」		
	(42条の7第1項第4号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00058	
	11 項」		
	(42条の7第1項第5号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00061	
	11 項」		
	(42条の7第1項第6号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00064	
	11 項」		
	(42条の7第1項第7号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00067	
	11 項」		
	(42条の7第1項第8号)		
沖縄の特定中小企業者が	「第52条の3第1項」又は「第	00083	
経営革新設備等を取得し	11 項」		
た場合の特別償却			
公害防止用設備の特別償	「第52条の3第1項」又は「第	00088	
却	11 項」		
船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第	00091	
	11項」		

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
関西文化学術研究都市の	「第52条の3第1項」又は「第	00094	「20」の欄の金額
文化学術研究地区におけ	11 項」		
る文化学術研究施設の特			
別償却			
地震防災対策用資産の特	「第52条の3第1項」又は「第	00097	
別償却	11 項」		
集積区域における集積産	「第52条の3第1項」又は「第	00100	
業用資産の特別償却	11 項」		
事業革新設備等の特別償	「第52条の3第1項」又は「第	00103	
却	11 項」		
	(44条の3第1項)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00106	
	11 項」		
	(44条の3第2項)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00109	
	11項」		
	(44条の3第3項)		
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第	00112	
	11項」		
新用途米穀加工品等製造	「第52条の3第1項」又は「第	00115	
設備の特別償却	11項」		
特定地域における工業用	「第52条の3第1項」又は「第	00118	
機械等の特別償却	11 項」(第 45 条第 1 項の表の第		
	1 号イ)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00121	
	11 項」(第 45 条第 1 項の表の第		
	1号口)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00124	
	11 項」(第 45 条第 1 項の表の第		
	1号ハ)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00127	
	11 項」(第 45 条第 1 項の表の第		
	1 号二)		

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の産業高度化地域に	「第52条の3第1項」又は「第	00130	「20」の欄の金額
おいて工業用機械等を取	11 項」		
得した場合の特別償却			
沖縄の自由貿易地域及び	「第52条の3第1項」又は「第	00133	
特別自由貿易地域におい	11 項」		
て工業用機械等を取得し			
た場合の特別償却			
沖縄の離島地域における	「第52条の3第1項」又は「第	00136	
旅館業用建物等の特別償	11 項」		
却			
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第	00139	
	11 項」		
	(第 45 条の2第1項第1号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00142	
	11 項」		
	(第 45 条の2第1項第2号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00145	
	11 項」		
	(第 45 条の2第1項第3号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00148	
	11 項」		
	(第 45 条の 2 第 2 項)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00151	
	11 項」		
	(第 45 条の 2 第 3 項)		
経営基盤強化計画を実施	「第52条の3第1項」又は「第	00154	
する指定中小企業者の機	11 項」		
械等の割増償却			
障害者を雇用する場合の	「第52条の3第1項」又は「第	00157	
機械等の割増償却等	11 項」		
	(第 46 条の 2 第 1 項)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00160	
	11 項」(第 46 条の 2 第 2 項の表		
	の第1号)		

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
障害者を雇用する場合の	「第52条の3第1項」又は「第	00163	「20」の欄の金額
機械等の割増償却等	11 項」		
	(第 46 条の 2 第 2 項の表の第 2		
	号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00166	
	11 項」		
	(第46条の2第2項の表の第3		
	号)		
	「第52条の3第1項」又は「第	00169	
	11 項」		
	(第46条の2第2項の表の第4		
	号)		
支援事業所取引金額が増	「第52条の3第1項」又は「第	00172	
加した場合の三年以内取	11 項」		
得資産の割増償却			
事業所内託児施設の割増	「第52条の3第1項」又は「第	00175	
償却	11 項」		
高齢者向け優良賃貸住宅	「第52条の3第1項」又は「第	00178	
の割増償却	11 項」		
特定再開発建築物等の割	「第52条の3第1項」又は「第	00181	
増償却	11 項」		
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第	00184	
	11 項」		